

分かっているようで分かっていないのが著作権。このセミナーをとおして、著作権制度について勉強していきましょう！ さて、今月は前回学んだ「職務著作」の続きです。プログラムにおける職務著作はどう扱われるのか、職務著作の対象になる従業者はどのような人なのかを考えてみましょう。



トリなのにゲームするのか……。

なかがわ

な) 皆さん、こんにちは。やあ、チョッキー君！
今回は「職務著作」の2回目だよ。

ち) あ～。スッキリしないんですけどぉ～！

な) いきなり不機嫌だね。どうしたの、彼女とケンカした？

ち) そんなじゃないよ！ 著作権だと「プログラム」は仲間はずレになってない？ ゲーム好きのボクとしては納得できないヨ。



チョッキー

1. プログラムの職務著作ってナニ？

な) え～。なんだか約1羽フテくされたトリがいますが、放っておきましょう。さて、読者の皆さん、まずは前回の復習になりますが、著作権法第15条1項を見てみましょう。

本稿は著作権フリーです。
発明協会の会員の方は、以下のHPからダウンロードできます。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

条文

第15条（職務上作成する著作物の著作者）

1 法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

ち) ほら！ コレっ！ 「著作物（プログラムの著作物を除く）」って書いてある。コンピュータプログラムは著作物じゃないってこと？ コレが納得できないんだヨ！！

な) ああ、それで怒ってたの？ 前回説明するのを忘れていました。この条文には第2項があって、以下がコンピュータプログラムの著作権についての規定なんだよ。

条文

第15条（職務上作成する著作物の著作者）

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

チ) な～んだ、プログラムの規定もあるんじゃない♪

な) 比べると違いがよく分かるね。

ところで「職務著作3つの条件」は覚えてる？



重点

職務著作となる条件（コンピュータプログラム以外）

- ① 法人その他使用者の発意に基づいた著作物であること。
- ② その法人（使用者）等の業務に従事する者が職務上作成した著作物であること。
- ③ その法人（使用者）等が自己の著作の名義の下に公表する著作物であること。

チ) 覚えてるヨ。この条件が「プログラム」だとどうなるの？

な) さっきの著作権法第15条2項を整理してみよう。

重点

職務著作となる条件（コンピュータプログラム）

- ① 法人その他使用者の発意に基づいた著作物であること。
- ② その法人（使用者）等の業務に従事する者が職務上作成した著作物であること。



チ) なんか、1項と比べてずいぶんシンプルだね。

な) 要は、プログラム以外の職務著作の条件③がないんだ。

チ) なんでそういうルールにしたの？

な) コンピュータプログラムは一般の著作物と違い、プログラム自体が目に触れるように公表されるものではなく、業界の慣習上も創作者の名前が出ることは少ないからだといわれているね。

チ) TVゲームみたいなモノならともかく、銀行のATM（自動現金預入払出機）や交通管理システムのプログラムの場合、人の目には触れることはないよね。創作者が誰なのか、公になることは少ないってことでしょ？

な) おお！ 分かっているじゃない！ ついでに注意しておくと、コンピュータプログラムの場合、職務著作になるかどうかということと公表名義は関係ないから、逆に、公表名義が従業者だったり、他の会社だったりしても、実際の著作者は別人であるということもあり得るんだ。

チ) ヒェ～！ それじゃあ、何を信じりゃいいのサ！

な) コンピュータプログラムの公表名義を著作者や著作権者と考えちゃいけないってことになるね。

あくまで、上記の条件①と②を満たすかどうかで、誰が著作者なのかが決まるということです。



2. 雇用関係って、ナニ？

チ)ところで、従業者といっても、派遣社員の人は会社に勤めていても、給与は派遣会社から支払われている場合があるでしょ。そういう場合は従業者にはならないんじゃないの？

な)従業者に該当するかどうかで著作権が変わってしまうんだから、従業者かどうかの判断は重要だね。派遣社員については、いまだ判決が出た著作権事件はないけど、正式な社員ではなくても従業者とみなす場合があるという「RGBアドベンチャー事件」最高裁判決があるよ。

事例

「RGBアドベンチャー事件」(最判 H15.4.11)

本事件では、正式な雇用者でない外国人が創作した著作物の権利の帰属が争われた。最高裁判所は、「『法人等の業務に従事する者』に当たるか否かは、法人等と著作物を作成した者との関係を実質的にみたときに、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、法人等がその者に対して支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべきものと解するのが相当である」と判断している。



結局、派遣社員はどうなるのサ？



チ)え〜と、つまり、どういうコト？

な)要は、その人の身分ではなくて実質的に他人との間で従業者としての実態があるかどうかで判断しなさいということだよ。

チ)だから、派遣社員の人はどうなっちゃうの？

な)同じように考えれば、派遣先の会社でする仕事はその会社の指揮監督のもとで行われるだろうし、たとえ派遣会社から支払われる給与でも派遣先での労働に対する給与だから、雇用関係は成立している可能性が高いと思うよ。

チ)つまり、著作物の制作を誰が指揮したのか、その対価がその人から支払われているのかが、職務著作では重要ってことだよ。

な)それは、ちょっと違うかな。あくまで、職務著作になるかどうかは雇用関係という特別な契約が成立しているかどうかの問題となるんだ。制作の指揮とその対価だけを考えたらダメ。例えば、管理コンピュータプログラムの作成を、仕様を示して子会社に委託する場合があるでしょ。そういう場合、いくらプログラムの作成において指揮監督し、その対価を支払ったといっても、雇用関係が成立していない単純なプログラムの制作請負契約だから、著作権が依頼した会社になることはあり得ない。それどころか、この状況では著作権の譲渡さえ認められないと思うよ。

チ)お金を払っているのに？

な)そう。だから、先の派遣社員の問題もそうだけど、派遣社員の作成した著作物について、その帰属が問題になったら雇用関係の成立が間違いなく問われるから、そのリスクヘッジのために、少なくとも著作権の権利移転契約は結んでおいたほうがいいね。

チ)権利移転契約う～???

な)著作権に関しては契約が重要なんだ。いずれじっくり説明しよう。
それはともかく、職務著作は、契約がなくても自動的に使用者等が著作者になるわけだから、著作権の帰属というのは本当に重要な規定なんだ。

チ)確かに、本当の制作者が著作権や著作者人格権を有さないっていうのは、産業財産権にはない制度だね。

な)じゃ、職務著作についての全体のまとめをしてみよう。

チ)ちょっと面倒……んーと、こんなところかな。

まとめ

職務著作のポイント

- ① 職務著作に該当すると、著作者は実際に著作物を作成した従業者ではなく、その使用者等になる。従業者は、その著作物に関して一切権利を有することはない。
- ② コンピュータプログラム以外の一般著作物の場合、職務著作になるかどうかは、使用者等の名義で公表するかどうかによるが、実際に使用者等の名義で「公表された」ことを必要とせず、使用者等の名義で「公表を予定する」著作物であれば足りる。
- ③ コンピュータプログラムの場合、公表名義は職務著作となる条件とはならない。よって、公表名義と違う個人、法人が本当の著作者である場合があるので注意すべき。
- ④ 従業者かどうかは、身分ではなくて実質的に他人との間で従業者としての実態があるかどうかで判断する。

チヨッキー、
復習は大切だよ。



次号のテーマは……

原作品の所有権と著作権 です。



そこで問題です。
画家Aさんが描いた絵画XをB美術館が買い取りました。B美術館は、ミュージアムショップで絵画Xのポストカードを画家Aさんに無断で販売できる？

う～ん……。
なかなか
手ごわいゾ!



※解答は p.59



著者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-7-8
ランディック第2虎ノ門ビル5階
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki
URL : <http://www.ks-df.com/>
E-mail : ksdesign55@hotmail.co.jp